する事

一、請負の作業日は之を一日に短縮し日給を支給せず但し希望により
ては其の前後に於て一回の休日を繰延するも差支なし

一、前日終業時間迄に予告せざる臨時休業に対しては日給金額
を支給する事

一、簡閲點呼に應ずる者には點呼当日に対し日給半額を支給する事

一、簡閲點呼以外の兵事関係に依りて休みたるものに対しては慰労
又は餞別の意を表する事あるべし

一、公傷にて入院若しくは作業不可能の者に対しては日給半額を
支給する外其の状況により別に手当を支給する事あるべし

一、残業に対しては一割の歩増をなす事但し請負の者には常備
日給額を基礎として算出す

一、会計課には金額の外人工を明細に記入する事

一、素人職工最低賃金は左表による事

	ハモ部	ヨシ部	ピア部	オル部	ガン部	飛行機部	陸上ベニヤ部	木工部	木工十城	塗装部	木取部	嵌材部	塗顔部	雑
満二十才以上男工	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇	一、二〇
満十才以上男工	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五
満十才以上女工	六五	六五	六五	六五	六五	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇		七〇	七〇	七〇
満十四才以上女工	五〇	五〇	五〇	五〇	五〇	五五	五五	五五	五五	五五			五〇	五五

(三)厚生慰安に関する件

一、相撲倶楽部規則の改正を提案し会計監査役を各部職工中より一
名宛選出する事

一、工務事務所内に人事相談所を設け従業員並に其の家族の
為め人事百般の相談機関とする事